

Q 妊産婦の就労が禁止されている「著しく暑熱な場所」とは

A

妊産婦の就労が禁じられる業務の範囲は、女性則第2条に列記されています。

「著しく暑熱な場所における業務」は、妊婦に関しては「禁止業務」ですが、産婦（産後1年以内）に関しては「使用者に申し出た場合に限り、禁止業務」です。

「著しく暑熱な場所における業務」という用語は、次の法令中で用いられています。

- ①労基則第18条（2時間を超える時間外労働が禁止される業務）
- ②女性則第2条
- ③安衛則第13条（専属の産業医選任）
- ④安衛則第45条（特定業務の健康診断）

このうち、②③④については、同じ基準（昭23.8.12基発第1178号、昭42.9.8安発第23号）が用いられていて、「乾球温度摂氏40度、温球温度32.5度、黒球寒暖計示度50度または感覚温度摂氏32.5度以上の場所をいう」と定められています。

なお、①については通達において作業場所が列挙されています。